1 2年目以降の選択肢

	①¾	虫学	②中上級講座	③基礎講座	
	i 直前期(4月	ii 3月までに特		(* 1)	
	~ 6月)の答	定の科目や演習			
	練・模試のみ	講座を受講			
費用	(Δ	×	
	*来年度に合格できれ	ないと、いずれも「×」			
法改正など					
最新情報	×	\triangle	0		
(*2)					
情報の網羅性		٨			
(*3)	×	Δ	*講座による		
出題確率の高い					
分野に絞った学					
習・未出の知識	\triangle	Δ	\circ	Δ	
の習得					
(*4)					

*1 Aランク(正答率70%以上)の問題で失点している方は必要性が高い

	午前択一	- (f	令和 3	3年度)		午後択-	- (-	令和 ③	3年度)		
1	思想・良心 ・信教	A	19	賃貸借	A	1	訴訟能力 法定代理	В	19	相続・遺贈	В
2	経済的自由	Α	20	婚姻・離婚	Α	2	期日・期間	В	20	所有権抹消	В
3	内閣	A	21	親権	A	ფ	訴訟行為 の方式	В	21	抵当権設定	В
4	成年後見	A	22	遺贈・相続	A	4	書証	A	22	根抵当権 元本確定	A
5	錯誤	A	23	遺言執行者	В	5	判決・決定	A	23	敷地権付 区分建物	В
6	消滅時効	A	24	故意	A	6	民事保全	В	24	配偶者 居住権	В
7	物権的請求	A	25	強盗罪	A	7	民事執行	A	25	不正登記 の防止	A
8	物権変動	A	26	盗品等に 関する罪	A	8	業務	A	26	登録免許税	С
9	占有訴権	A	27	株式会社 の設立	A	9	管轄	В	27	登録免許税	В
10	地上権地役権	A	28	株式等 売渡請求	В	10	弁済供託	A	28	発起設立	В
11	先取特権	A	29	新株予約権	В	11	利息の払渡し	В	29	役員等	В
12	権利質	Α	30	会計参与	В	12	登記申請	В	30	募集株式	В
13	抵当権 の効力	A	31	監査等 委員会	В	13	嘱託登記	В	31	吸収合併	В
14	根抵当権	Α	32	事業譲渡	Α	14	職権抹消	В	32	株主リスト	С
15	譲渡担保	A	33	持分会社	A	15	登記の目的 ・原因	В	33	持分会社	В
16	弁済	A	34	公告	В	16	図面等	В	34	一般財団 法人	В
17	相殺	A	35	倉庫営業	A	17	登記識別情報通知	A	35	登録免許税	В
18	売買	A				18	所有権移転	В			

*2 2022 年度から新たに出題範囲となる改正

	改正事項
民法	①未成年者が 18 歳未満に (新民法4条)
(成人年齢)	②女の婚姻可能年齢が 18 歳に (新民法 731 条)
	③上記①②により未成年者の婚姻という概念がなくなる (新民法 737 条参照)
	④上記③により成年擬制という概念がなくなる(新民法 753 条参照)
	※養親となれる者は 20 歳で維持(新民法 792 条,804 条ただし書参照)

cf. 2021 年度から出題範囲となった改正

	改正事項
会社法	①電子提供措置の新設(新会社法 325 条の 2, 911 条 3 項 12 号の 2)
	※この改正はおそらく 2023 年度~
	②議案の要領の通知請求権の議案の数の制限(新会社法 305 条 4 項柱書)
	③書面による議決権行使書面などの閲覧請求の際の理由の明示および株式会社の
	請求拒絶事由(新会社法 310 条 7 項, 8 項, 311 条 4 項, 5 項, 312 条 5 項, 6
	項)
	④成年被後見人・被保佐人が取締役、監査役、執行役の欠格事由に非該当(会社
	法 331 条 1 項 2 号の削除,新会社法 331 条の 2 ,335 条 1 項,402 条 4 項)
	⑤社外取締役の設置の義務化(新会社法 327 条の 2)
	⑥社外取締役への業務の執行の委託の新設(新会社法 348 条の 2)
	⑦取締役の報酬の明文化(新会社法 361 条)
	⑧補償契約・役員等のために締結される保険契約の明文化(新会社法 430 条の 2,
	430条の3)
	⑨上場企業がする取締役の報酬等としての募集株式の発行等・新株予約権の発行
	の新設(新会社法 202 条の 2 ,236 条)
	⑩社債管理補助者の新設(新会社法 714 条の 2 本文)
	⑪株式交付の新設(新会社法2条32号の2)
	⑫株主による責任追及等の訴え(いわゆる株主代表訴訟)における和解の際の監
	査役などの同意の新設(新会社法 849 条の 2)
商業登記法	①印鑑届義務の廃止(新商登法 20 条)
	②新株予約権の登記の登記事項(算定方法)の改正(新会社法 911 条 3 項 12 号へ
	かっこ書)
	③支店所在地における登記の廃止 ※この改正はおそらく 2023 年度~

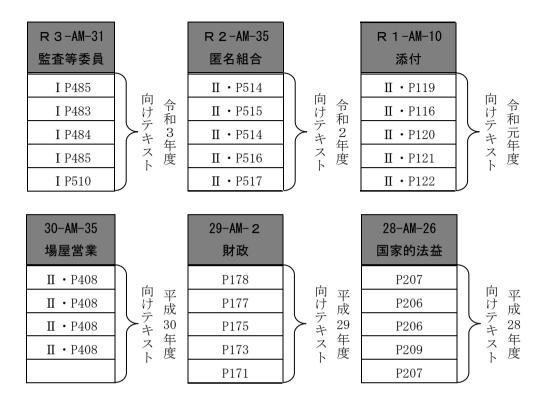
司法書士法

- ①司法書士の使命の明記 (新司書法1条)
- ②司法書士法人の社員が1人で0Kに(新司書法32条1項,44条)
- ③懲戒手続の適正・合理化
- ・懲戒権者が法務大臣に変更(新司書法47条柱書,48条1項柱書)
- ・懲戒手続中に清算が終了した司法書士法人への懲戒処分が可能に (新司書法法 48条2項)
- ・戒告処分においても聴聞を保障(新司書法49条3項)
- ・懲戒に7年の除斥期間を新設(新司書法50条の2)

cf. 2020 年度から出題範囲となった改正

	改正事項	各科目への影響度
民法	・債権法改正	民法 : 大
	・相続法改正	不動産登記法:小~中
		会社法 : わずか
		商業登記法 : なし
		民事訴訟法 : 小
		民事執行法 : わずか
		民事保全法 : わずか
		供託法 : 小
		司法書士法 : なし
		刑法 : ごくわずか
		憲法 : なし
	・特別養子	民法 : わずか
民事執行法	・債務者財産の開示制度の実効性の向上	民事執行法 : 小
	・不動産競売における暴力団員の買受け防	
	止	
	・子の引渡しの強制執行に関する規律の明	
	確化	
	・差押禁止債権の範囲変更の制度の周知	
	・債権執行事件の終了の規定の新設	
司法書士法	欠格事由	司法書士法 : 小

*3 網羅的な学習の必要性



* 4 未出知識の網羅率

午前択一

以下の表の「T」はテキストまたは過去問にある肢です。テキストのページ数は、以下のテキストと、Cランク判例・先例で帳尻合わせ講座のレジュメのもの。

■憲法

・『Realistic Text 憲法』(講座専用テキスト)

■民法

- ・表の上段:債権法改正・相続法改正完全対応版『リアリスティック民法』
- ・表の下段:『【第3版】リアリスティック民法』
- ・『【債権法改正・相続法改正対応版&第3版】リアリスティック不動産登記法』
- ・『【第2版&2021年度向け講座用】リアリスティック会社法・商法・商業登記法』
- ・『リアリスティック民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』

■刑法

- ・『Realistic Text 刑法』(講座専用テキスト)
- ■会社法(商法)
 - ・『【第2版&2021年度向け講座用】リアリスティック会社法・商法・商業登記法』
- ※「過×」のマークをつけている問題 :過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題(2択や3択までいくものも含む)
- ※「⑦×過×」のマークをつけている問題:テキストおよび過去問の知識でも正解にたどり着くことができない問題(2択や3択までいくものも含む)

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第 1 問	ア	96.2%	A	Т	P41	22-2-オ
	1					
	ウ			Т	P43	22-2-7
	エ			Т	P22	
	オ			Т	P38	27-1-イ, 15-1-2
第2問	ア	76.2%	Α	Т	P74~75	
	1			Т	P75	
	ゥ			Т	P78	23-1-ア
	エ			Т	P84	24-1-オ
	オ			Т	P84	24-1-エ

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第3問	ア	89.6%	A	Т	P151	27-2-7
®×	1			Т	P146 • 149	(27-2-ア)
	ウ			Т	P142 • 143 • 131	
	I			Т	P145 • 142	
	オ			Т	P144	
第4問	77	86.5%	A	T	I P70	15 4 7
	ア			Т	I P70	15-4-ア
	1			Т	I P71	14 90 7 60 1 5 60 17 9
	1			1	I P71	14-20-ア, 60-1-5, 60-17-2
	ゥ			Т	I P80	
	.,			1	I P80	
	エ			Т	I P69	25-4-ウ
	+			1	I P69	20-4-9
	才			Т	I P73	
	7)			1	I P73	
第5問	ア	75.0%	Α	Т	I P130	(30-4-エ)
®×	,			1	I P129	(30-4-4)
	1			Т	I P129	
	1			1	I P128	
	ゥ			Т	I P131	(23-5-オ, 6-5-オ)
	.,			1	I P130	(25-5-4, 6-5-4)
	ェ			Т	I P197	
	-			1	I P194	
	才			Т	ШР110	
	7)			1	Ⅲ P108	

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第6問	-7	87.7%	A	T	Ⅲ P361	0.00
	ア			Т	Ⅲ P353	3-6-3
	1			Т	I P255	
				1	I P253	
	ゥ			Т	I P265	26-6-エ, 61-4-4
					I P261	, , , , , ,
	ェ			Т	Ⅲ P361	22-19-イ
					Ⅲ P353	
	オ			Т	I P235	11-2-ア, 1-2-2
DD					I P233	
第7問	ア	93.1%	A	Т	Ⅱ P12	29-8-オ,24-8-4,18-11-イ,
⑦× 過×					II P12	14-8-I
	1			Т	Ⅲ P281	29-7-イ,14-8-イ,11-16-ア,
					ШР274	8-15-4
	ゥ			Τ	ПР8 ПР8	
					(Ⅲ P287)	
	エ				(Ⅲ P280)	
					, ,	
	オ					
第8問	_	73.8%	A		Ⅱ P21	
	ア			Т	Ⅱ P21	
				Т	Ⅱ P62	91 0 十 19 19
	1			Т	Ⅱ P62	21-9-オ,12-13-ウ,4-17-エ
	ゥ			Т	Ⅲ P318~319	23-8-7
				1	Ⅲ P310	20 0 /
	I			Т	Ⅱ P25	
				1	Ⅱ P25	
	才					
	•					

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第9問	_	86.5%	A		II P93	
	ア			Т	II P93	22-8-ウ
	1			Т	II P92	5-14-エ
	1			1	II P92	3-14-1
	ゥ			Т	ⅡP109・91	29-9-ウ,27-9-イ,16-13-ア,
					ПР109 • 91	63-15-3, 62-13-4, 62-13-5
	エ			Т	Ⅱ P94 • 90	
					Ⅱ P94 • 90	
	オ			Т		
第10問	ア	89.2%	A			
				TD	II P147	00.10
	1			Т	II P147	26-10-エ
	ウ					
	-			T	II P153	00 10 10 10 1
	エ			Т	II P153	26-10-オ, 20-12-オ
	才			Т	Cランク講座	
	7)			1	II P 2	
第11問	ア	77.7%	Α	Т	II P185	29-18-オ,17-11-エ
	•			_	II P185	
					II P190	R 2-11-ウ, 26-11-ウ, 26-11-エ,
	1			Т	II P190	24-11-7, 10-12-7, 1-9-4, 57-9-3
					II P194	05 10 1
	ウ			Т	II P194	25-12-1
	I					
	+			т	ПР190	29-11-ウ, 26-11-オ, 16-14-イ,
	才			Т	II P190	1-9-1, 1-9-2

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第12問	ア	85.8%	A	Т	ПР211 ПР211	14-7-ア
	1					
	ゥ			Т	П Р211 П Р211	61-6-4
	I			Т	ШР115 · 113 ШР113 · 111	
	オ			Т	II P209 II P209	19-13-イ, 62-14-1
第13問	ア	88.8%	A	Т	Ⅱ P248 Ⅱ P248	30-14-オ, 19-16-イ
	1			Т	Ⅱ P246 Ⅱ P246	
	ゥ			Т	П Р235 П Р235	R 2-13-ア, 23-13-オ
	I			Т	不 I P494	午後 29-14-エ, 午後 14-16-ア, 午後 10-20-ア, 午後 5-16-イ
	才			Т	ПР240~241 ПР240~241	26-12-オ, 23-13-エ, 17-14-ウ
第14問	ア	88.8%	A	Т	不ⅡP140	25-15-ウ, 17-16-ウ, 5-15-イ, 1-12-2
	1			Т	不ⅡP98	29-14-1
	ウ			Т	不ⅡP110	(午後9-24-2)
	エ			Т	不ⅡP149	29-14-エ
	オ			Т	不ⅡP124	午後 29-25-ウ, 27-14-ウ, 22-15-イ, 9-24-4

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第15問	_	73.1%	A		II P321	22.45 1.42.42 1.
	ア			Т	II P321	29-15-オ,19-12-ウ
	,				II P324	00.15
	1			Т	II P324	29-15-エ, 24-15-イ
					II P322	00.45
	ウ			Т	II P322	28-15-オ
	-			T	II P326	07.15
	エ			Т	II P326	27-15-イ
				9	II P328	05 15 2 11 0 -
	オ			Т	Ⅱ P328	27-15-ウ, 11-9-エ
第16問	7	74.6%	A	T	Ⅲ P140	(OF 17 th 17 10 T)
過×	ア			Т	Ⅲ P137	(25-17-ウ, 17-18-ア)
	1					
				П	Ⅲ P163	
	ウ			Т	Ⅲ P159	18-17-オ, 4-10-イ
	_			TT.	Ⅲ P146	
	エ			Т	Ⅲ P143	
					(Ⅲ P148)	
	オ				(Ⅲ P145)	
第17問	ア	74.2%	Α	Т	Ⅲ P168	
	,			1	Ⅲ P164	
	1			Т	Ⅲ P169	28-19-ア,22-19-オ,4-1-2
	'			1	Ⅲ P165	
	ゥ			Т	Ⅲ P174	20-19, 16-18, 12-5, 5-6-5
					Ⅲ P170	
	エ			Т	Ⅲ P171	
					Ⅲ P167	04.10.0.4.0.0.01.0.1
	才			Т	Ⅲ P168	24-16-2, 4-6-2, 61-9-1,
					Ⅲ P164	57-7-4

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第18問 過×	ア	70.0%	A	Т	Ⅲ P250 Ⅲ P244	60-2-3
	1			Т	ⅢP243~244 ⅢP237	
	ゥ			Т	ⅢP238 ⅢP232	
	I			Т	ⅢP245 ⅢP238	(19-20-ウ, 60-2-5)
	オ			Т	ⅢP245~246 ⅢP239	(19-20-イ)
第19問 過×	ア	81.9%	A	Т	ⅢP296 ⅢP289	(午後R 2-20-オ, 午後R 1 -19-ウ, 22-10-ア, 2-17-4)
)	1			Т	ⅢP280 ⅢP273	28-18-ウ
	ゥ			Т	ⅢP267 ⅢP260	
	ェ			Т	ⅢP269 ⅢP261	
	オ			Т	ШР271 ШР263	
第 20 問	ア	84. 2%	A	Т	ШРЗ9З ШРЗ85	3-12-3
	1			Т	ⅢP396 ⅢP388	4-16-ア
	ゥ			Т	ⅢP385 ⅢP377	
	I			Т	ⅢP398 ⅢP389	24-21-エ, 18-22-2, 14-19-ア, 5-19-ウ, 3-12-5
	オ			Т	∭P411 ∭P403	

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第21問		80.8%	A		Ⅲ P428	~2717
(a) X	ア	00.070	71	Т	(460~461)	25-21-オ,12-20-エ
					Ⅲ P420 (452)	. ,
					Ⅲ P465	
	1			Т	Ⅲ P456	
	F.			Т	Ⅲ P460	
	ウ			Т	Ⅲ P451	
	ェ			Т	Ⅲ P468	(26-21-オ)
				1	Ⅲ P460	(20-21-4)
	オ			Т	Ⅲ P469	29-21-イ, 28-21-イ, 12-22-ウ,
	73			1	Ⅲ P461~462	6-21-オ
第22問		80.0%	Α		II P39	28-22-2,25-7-ウ,17-8-オ,
⊕×	ア			Т	II P39	13-6-3,6-18-オ,4-14-ウ,
					1 133	58-15-3
	1					
					Ⅲ P509	
	ウ			Т	Ⅲ P501	
	エ			Т	Ⅲ P495	E 90 E
				1	Ⅲ P487	5-20-5
	オ			Т	会 I P259	
第23問	ア	48.1%	В	Т	訴 66	午後 28-2-イ
	イ			Т	不 I P260	午後 20-24-オ
	ゥ			Т	Ⅲ P558	
	- 7			1	Ⅲ P551	
	ェ			Т	Ⅲ P557	
				1	Ⅲ P550	
	才			Т	Ⅲ P557	8-22-オ
	7)			1	Ⅲ P550	0 22 4
第 24 問	ア	90.8%	A	Т	P28	5-26-2
	1			Т	P75	R 1-24-オ, 26-24-イ, 14-25-5,
				1	110	2-25-1
	ウ			Т	P26	23-24-ア
	エ			Т	P25~26	
	オ			Т	P29	23-24-1

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第 25 問	ア	85.0%	A	Т	P140	だる円
第 20 回		09.0%	A	1	(P124)	
	7				(F124) Cランク講座	
	ウ			Т	II P36	
	エ			Т	P143	22-25-ア
	 オ			T	P127	22-25-オ, 20-26-ア
第 26 問	ア	74. 2%	A	T	P171	22 20 %, 20 20 /
为 20 回	1	14.2/0	Λ	T	P173	19-27-エ,
	ウ			T	P174	13 21,
	エ			T	P83	3-28-イ
	オ			T	P173	56-28-5
第 27 問	~1	84. 2%	A	1	I P76~77	00 20 0
新27间	ア	04. 2 /0	Λ	Т	(86~87)	
	1			Т	I P93	3-37-3
	イウ			1	1193	3-31-3
				Т	I Dog	
	エ			Т	I P86	00 07 +
<i>*</i> * 00 ⊞	オーフ	40.00/	D	Т	Ⅱ P388	26-27-オ
第28問	ア	42.3%	В	T	I P213	
⊕×	1			Т	I P213	
⊕×	ウ					
	エ			Т	I P219	
	オ					
第 29 問	1	67.7%	В	Т	Ⅱ P73~74 •	
					84~85	
	2			Т	II P52	23-29-ウ
	3			Т	II P68	23-29-7
	4			Т	Ⅱ P45 • 12	
	5			Т	II P53	19-30-ア
第30問	ア	63.1%	В	Т	I P418	
⊕×	1			Т	I P414	
	ウ			Т	I P511	
	エ					
	才			Т	I P416∼417	

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第31問	ア	43.5%	В	Т	I P485	
®×	1			Т	I P483	28-31-ウ
	ウ			Т	I P484	
	エ			Т	I P485	(28-31-エ)
	オ			Т	I P510	
第32問	ア	75.3%	A	Т	Ⅱ P164	
過×	1			Т	Ⅱ P160	
	ウ			Т	Ⅱ P161	61-31-5
	エ			Т	Ⅱ P160	
	才					
第33問	ア	71.4%	Α	Т	Ⅱ P208	8 - 35 - 2
過×	1			Т	Ⅱ P237	19-34-オ
	ウ			Т	II P88	(29-33-エ)
	エ				(II P239)	
	オ					
第34問	ア	53.7%	A	Т	II P465	
⊕×	イ					
	ウ			Т	II P128	(午後 12-33-イ)
	エ			Т	II P466	
	オ			Т	II P466	
第 35 問	ア	80.7%	A			
⑦×	1					
®×	ウ			Т	II P532	
	エ					
	オ					

午後択一

以下の表の「T」はテキストまたは過去問にある肢です。テキストのページ数は、以下のテキストと、Cランク判例・先例で帳尻合わせ講座のレジュメのもの。

- ■民事訴訟法 · 民事執行法 · 民事保全法
 - ・『リアリスティック民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』
- ■供託法・司法書士法
 - ・『リアリスティック供託法・司法書士法』
 - ・『【第2版&2021年度向け講座用】リアリスティック会社法・商法・商業登記法』
 - ・『リアリスティック民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』
 - ・表の上段:債権法改正・相続法改正完全対応版『リアリスティック民法』
 - ・表の下段:『【第3版】リアリスティック民法』
- ■不動産登記法
 - ・表の上段:『【債権法改正・相続法改正対応版】リアリスティック不動産登記法』

債権法改正・相続法改正完全対応版『リアリスティック民法』

・表の下段:『【第3版】リアリスティック不動産登記法』

『【第3版】リアリスティック民法』

- ・『【第2版&2021年度向け講座用】リアリスティック会社法・商法・商業登記法』
- ■商業登記法
 - ・『【第2版&2021年度向け講座用】リアリスティック会社法・商法・商業登記法』
- ※「過×」のマークをつけている問題 :過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題(2択や3択までいくものも含む)
- ※「⑦×過×」のマークをつけている問題:テキストおよび過去問の知識でも正解にたどり着くことができない問題(2択や3択までいくものも含む)

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第 1 問	ア	69.6%	В	Т	P69 (15)	
	1			Т		10-2-4
	ウ			Т	P55	
	_			Τ	P56	29-1-オ,22-1-オ,9-2-3,
	エ					1-1-1
	オ			T	P58	24-1-オ, 9-2-4, 1-1-4

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第2問	ア	58.8%	В	Т	P78	
過×	イ			Т	P78	2-4-3
	ウ			Т	P79	
	エ					
	オ			Т	P17	
第3問	ア	61.2%	В			17-2-イ
⑤×	1					7-3-2
	ウ					
	エ					7-3-3
	才			Т	P219	28-5-エ, 10-3-1, 4-6-4
第4問	ア	80.0%	A	Т	P148	
	1			Т	P147	21-1-イ, 19-3-1, 15-3-ウ
	ウ			Т	P151	25-4-ウ, 13-2-イ, 4-1-4
	ェ			Τ	P153	26-3-エ,19-3-4,13-2-ウ,
						13-2-エ, 8-4-3
	オ			Т	P152	25-4-オ
第5問	ア	86.5%	A	Т	P158	
	イ			Т	P16	14-4-1
	ウ			Т	P92	63-1-2
	エ			Т	P112	26-2-オ, 7-1-2
	オ			Т	P167 • 168	18-5-5, 14-4-ウ, 7-2-4
第6問	ア	62.7%	В	Т	P358	16-6-ア
	1			Т	P361	30-6-7, 12-7-7, 3-8-1,
	1					63-3-2, 62-3-2, 60-2-2
	ウ				(P359)	
	エ					
	才			Т	P369	21-6-5
第7問	ア	79.6%	A	Т	P283	19-7-7, 13-7-1, 2-1-1
	1			Т	P283	7-6-1, 3-6-1
	ゥ			Т	P326	
	エ			Т	P335	
	オ			Τ	P340	17-6-イ, 14-6-イ

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第8問	ア	95.4%	A	Т	P133	27-8-ウ, 15-8-イ
	1			Т	P159	27-8-ア, 17-8-ア
	ウ			Т	P138	27-8-オ
	エ			Т	P163	24-8-オ
	才			Т	P138	26-8-ウ
第9問	ア	61.9%	В	Т	会 I P161	
	1			Т	P14	28-9-1
	ウ			Т	保 P380	4-12-1
	エ			Т	P13	3-11-3
	オ			Т	P15	28-9-ウ, 8-9-エ
第10問	ア	75.0%	Α	Т	P40	2-13-4
	1			Т	P33	20-9-エ, 11-10-1, 60-12-1
	ウ			Т	P41	
	_			Т	民 Ⅲ P140	21-9-1
	エ				民 Ⅲ P137	21-9-7
	才			Т	P42	6-10-3
第11問	ア	56.2%	В	Т	P114	30-11-エ, 26-9-ウ, 25-10-オ,
	,					14-10-1
	イ					
	ウ			Т	P113	4-13-ウ
	エ			Т	P114	(4-13-ア)
	オ			Т	P113	4-13-オ
第12問	ア	45.8%	В	Т	II P446	
⑤×	,				II P448	
過×	1					
	ゥ			Т	I P87	
					I P87	
	ェ			Т	I P54	
					I P54	
	オ			Т	(会ⅡP622)	

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第13問	7	61.5%	В	Т	II P459	
⊕×	ア				Ⅱ P461	
	1					
	ゥ				(I P45)	
	ェ			Т	I P76	27-12-3, 15-20-イ, 6-12-4,
					I P76	2 -27 - 5
	才			Τ	I P58	24-25-ア, 63-31-エ
	ر,				I P58	24 20 7 , 00 01 —
第14問	ア	43.6%	В			
⊕×	1			Т	執 P302	
	ゥ					
	_			Т	Ⅱ P464	
	エ				Ⅱ P466	
	才					
第15問 過×	ア	46.9%	В			
	1					
	7			Т	I P316	(07.15.7)
	ワ				I P316	(27-15-イ)
	ェ			Τ	I P339	
					I P340	
	才			Т	I P347	
					I P347	

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第16問		66.9%	В	Т	II P178	
⑦×	ア				Ⅱ P178	27-22-ウ, 1-15-3
·				Т	Ⅱ P188	
	イ				Ⅱ P188	16-16-イ
				Т	II P159 (162)	
	ウ				II P159 (162)	
	エ					
	オ					
第17問	ア	80.8%	A	Т	I P75 (363)	
⊕×	,				I P75 (363)	
	1			Т	I P346	23-12-ウ
					I P346	20 12 /
	ゥ			Т	I P316	
	•				I P316	
	ェ			Τ	I P75	
					I P75	
	オ			Т	I P316	17-13-オ
左 10 88		CO FO/	D		I P316	
第18問	ア	68.5%	В			25-21-4
				Т	II P326	
	イ			1	Ⅱ P329	5-23-ア
				Т	I P240	
	ゥ				I P241	
	_			Т	I P320	07 00 3
	エ				I P320	27-20-ウ
	才					
	7)					

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第19問 過×	ア	64.2%	В			
	イ					
	ウ			Т	民ⅢP554 民ⅢP547	
	I					
	才			Т	民 I P39 民 I P39	29-19-ア, 15-27-ウ
第 20 問	ア	68.5%	В			
	1			Т	I P342 I P342	
	ウ			Т	I P190 I P190	21-16-1, 4-21-3
	エ			Т	I P371 I P371	19-24-オ, 4-21-4
	オ					
第21問	ア	58.8%	В	Т	I P494 I P494	29-14-エ, 14-16-ア, 10-20-ア, 5-16-イ
	1			Т	I P496 I P496	24-16-ア, 21-25-ウ, 19-12-エ, 8-20-エ, 3-16-4
	ウ					
	I			Т	(II P394) (II P394)	
	才			Т	ПРЗ91 · 392 ПРЗ93 · 394	3 -23- 1

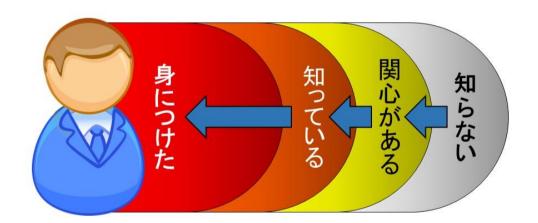
		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第 22 問	_	77.7%	A	Т	II P127	
⊕×	ア				II P127	
O	,			Т	Ⅱ P131 • 134	左於 10, 17
	1				ⅡP131 • 134	午前 10-17
	ゥ			Т	II P137	
					II P137	
	ェ			Т	ⅡP138~139	
	_				ⅡP138~139	
	才			Т	II P139	
	.,				II P139	
第23問	ア	40.4%	В	Т	Ⅱ P378	23-15-オ,18-25-ア,2-18-4
	,				Ⅱ P380	20 10 %, 10 20 /, 2 10 1
	1			Τ	Ⅱ P377	28-20-イ, 9-19-カ, 5-25-5
	'				II P379	20 20 1, 0 10 20, 0 20 0
	ゥ			Τ	Ⅱ P378	63-26-5
					Ⅱ P380	00 10 0
	エ			Т	Ⅱ P381	23-15-イ
					Ⅱ P383	20 10
	才			Т	Ⅱ P377	
	ر,				II P379	
第24問	ア	57.7%	В	Т	Ⅱ P218	
⊕×	,				Ⅱ P218	
	1			Τ	II P217	
					II P217	
	ゥ					
	I					
	オ				II P221	

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第 25 問		71.5%	Α	Т	I P84	
®×	ア				I P84	28-25-イ, 20-27-ア
O				Т	I P85	
	1				I P85	
	ゥ					
	ェ			Т	I P56	28-25-オ
				T	I P56	
	才			Т	I P54 • 55∼56 I P54 • 55∼56	
第 26 問	1	10.1%	С		II P425 • 270 •	19-17-ア, 13-11-ア
新20回 過×	2	10.170	O		288	10 11 / , 10 11 /
	3					
	4				Ⅱ P427 · 272 ·	
	4				290	
	5					
第27問	ア	55.8%	В			
⑦× 過×				Т	I D157	
	イ			1	I P157 I P157	17-18-ウ
					11157	
	ウ					
				Т	II P456	
	エ				II P458	
	+					
	オ					
第 28 問	ア	51.5%	В	Т	I P363	
過×	1					
	ウ			Т	I P108	27-28-ウ, 23-29-ア, 17-30-イ
	エ			Т	I P80∼81	(午前 21-27-1)
	オ			Т	I P108∼109	23-29-イ

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第 29 問	ア	65.8%	В	Т	I P369	25-32-ウ, 63-33-5
⊕×	1			Т	I P383	14-34-ウ, 4-38-オ
	ウ			Т	I P475	25-33-イ
	エ			Т	I P351	
	オ			Т	I P384	(26-34-ア)
第30問	ア	48.5%	В	Т	II P37	26-33-オ
	1			Т	Ⅱ P34	23-31-1
	ウ			Т	Ⅱ P11	27-30-オ, 19-31-オ
	エ			Т	Ⅱ P34	R 2-30-ア, 29-30-エ
	オ			Т	Ⅱ P33	28-31-ア, 6-29-エ, 2-39-4
第31問	ア	52.3%	В	Т	∏P291~292	
⊕×	1			Т	Ⅱ P302	
	ウ			Т	Ⅱ P307 (308)	午前 14-32-オ
	エ					
	才			Т	I P67	
第32問	ア	31.2%	С	Т	Ⅱ P301	
⊕×	1				(IIP301)	
	ウ			Т	I P299	
	エ			Т	I P301	
	オ			Т	I P301	
第33問	ア	54.6%	В	Т	Ⅱ P234	
	イ			Т	II P253	
	ウ			Т	II P247	19-35-オ
	エ			Т	II P220	30-35-エ
	オ			Т	II P232	28-34-イ
第34問	ア	40.5%	В	Т	II P579	
過×	イ			Т	II P596	
	ウ			Т	II P580	
	エ			Т	II P580	
	オ					

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第35問	7	43.5%	В	Т	I P61	
®×	ア				I P60	
	,			Т	I P60	
	1				Ⅱ P359	
	ゥ			Т	Ⅱ P185	00 05 7
	.)				Ⅱ P185	23-35-ア
	ェ			Т	Ⅱ P331	
					∏ P132 • 464	
				Т	I P62	00 05 ~
	オ				I P448 • 62	23-35-エ

>



2 試験が求めているものとは?

令和3年度(午前)

- 第23 問 遺言執行者に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
- 午後28-2-イ ア 特定の不動産を共同相続人以外の第三者に遺贈する旨の遺言がされた 場合には、共同相続人らは、遺言執行者を被告として、遺言の無効を理 由に、その不動産について共有持分権を有することの確認を求めること ができる。
- 午後20-24-オ イ 遺産分割方法の指定として遺産に属する特定の不動産を共同相続人の 1 人に承継させる旨の遺言がされた場合には、遺言執行者は、単独で、 当該遺言に基づいて被相続人から当該共同相続人の 1 人に対する所有権 の移転の登記を申請することはできない。
 - ウ 特定の不動産の遺贈があった場合において、遺言執行者がいるにもか かわらず、遺贈の相手方でない相続人が当該不動産を第三者に売却し、 かつ、当該第三者において遺言執行者がいることを知っていたときは、 当該売却行為は無効となる。
 - エ 遺言執行者は、やむを得ない事由がある場合には、遺言者が遺言によって表示した意思に反しても、遺言執行者の責任で第三者にその任務を行わせることができる。
- 8-22-オ オ 遺言執行者が複数いる場合の各遺言執行者は、単独で、相続財産の保 存に必要な行為をすることができる。
 - 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ (正解3)

平成28年度(午後)第2問

イ 共同相続人のうちの一人が、遺言執行者の定めがある遺言の無効を主張して、相続財産につき共有持分権を有することの確認を求める訴えを提起するときは、他の共同相続人全員が被告適格を有し、遺言執行者は被告適格を有しない。

(正解X)

『リアリスティック民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』P66~67

3. 法定訴訟担当

(1) 意義

法律上,実質的利益帰属主体の代わりに訴訟を担当できるとされているのが,法定訴訟 担当です。

(2) 具体例

…… (中略) ……

②遺言執行者(民法 1012 条。最判昭 31. 9.18, 最判昭 43. 5.31, 最判平 11.12.16)

遺言執行者は基本的に、相続人の代わりに、訴えを提起することまたは提起されることができます。この訴訟の判決の効力は相続人に及びます。よって、法定訴訟担当です。遺言執行者がいる場合、相続人の権限は制限され(民法 1013 条 1 項)、遺言執行者が遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有します(民法 1012 条 1 項、2 項)。—— 民法Ⅲのテキスト第 10 編第5章第5節33. よって、遺言執行者が訴えを提起することまたは提起されることができる場合があるんです。

3 教材(テキスト)の重要性

1. 使用テキスト

	テキスト
民法	市販テキスト『【第3版】司法書士試験 リアリスティック1 民法I [総則]』(辰
	已法律研究所)
	『【第3版】司法書士試験 リアリスティック2 民法Ⅱ [物権]』(辰
	已法律研究所)
	『【第3版】司法書士試験 リアリスティック3 民法Ⅲ [債権・親
	族・相続]』(辰已法律研究所)
不動産登記法	市販テキスト『【第3版】司法書士試験 リアリスティック4 不動産登記法Ⅰ』
	(辰已法律研究所)
	『【第3版】司法書士試験 リアリスティック5 不動産登記法Ⅱ』
	(辰已法律研究所)
会社法	市販テキスト『【第2版】司法書士試験 リアリスティック6 会社法・商法・商
商業登記法	業登記法 I 』(辰已法律研究所)
	『【第2版】司法書士試験 リアリスティック7 会社法・商法・商
	業登記法Ⅱ』(辰已法律研究所)
民事訴訟法	市販テキスト『司法書士試験 リアリスティック8 民事訴訟法・民事執行法・民
民事執行法	事保全法』(辰已法律研究所)
民事保全法	
供託法	市販テキスト『司法書士試験 リアリスティック9 供託法・司法書士法』(辰已
司法書士法	法律研究所)
刑法	市販テキスト『司法書士試験 リアリスティック 10 刑法』(辰已法律研究所)
	※2021年9月発売予定
憲法	『司法書士試験 リアリスティック 11 憲法』(辰已法律研究所)
	※2022 年 2 月までに発売予定

2. 講義中に書き込みをして最高のテキストを作り上げていく

・赤:結論(記憶)・青:理由・趣旨

・緑:複数の知識に関係(記憶)

・黒:出ない(具体例,実務の話など)

4 合格点を取るには?

午前択一	午後択一
1. 合格に必要な知識を思い出せるように	1. 合格に必要な知識を思い出せるように
する	する
	2. 以下の負担がある中で実力を出せるよ
	うにする
	・午後択一は午前択一、記述は午後択一の
	手応え
	・制限時間の厳しさ
	・変わった形式の出題(表形式,登記記録
	問題など)
	・難問が出たときの精神的ダメージ

1. 上記 1. の対策

テキストの根拠を思い出して問題を解けるようにする訓練をする 以下の視点

- 理解 → 「整理」
- 記憶 → 「想起」

2. 上記2.の対策

- ①「午後択一35問」1セットを直前期(4月~6月)に1週間に1回こなす(素材は答練・模試・年度別の過去問)
- ②肢の途中で、キーフレーズからテキストの該当箇所を思い出す訓練をする

令和3年度(午後)

第12 問 登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち,正しいものの組合せは,後 記1から5までのうち,どれか。

ア 同一の不動産について、同時に二件(各登記権利者を異にする。)の所有権の移 転請求権を保全するための仮登記の申請があった場合には、これらの申請は同一 の受付番号を付して受け付けられるとともに、いずれの申請も同時に却下され る。

 (\bigcirc)

③解法を知り使いこなせるようにする

令和3年度(午後)

第15 問 甲区1番でAを所有権の登記名義人とする所有権の保存の登記がされている甲建物又は甲区2番でA及びBを所有権の登記名義人とする共有者全員の持分の全部の移転の登記がされている乙土地について、第1欄に掲げる事由が生じた場合に、第2欄に掲げる登記の目的及び登記原因で登記の申請をすることができないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、登記の申請は令和3年7月1日にすることとし、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、同日までに、それぞれ第三者の許可、同意又は 承諾を得ているものとする。

	第1欄	第2欄
ア	A及びBは、令和3年7月1日、Aの死亡に至る	登記の目的:所有権移転
	までBがAに対して定期金を給付し、Aは、そ	登記原因:贈与
	の対価として,甲建物を当該定期金の元本とし	
	てBに譲渡することを約した。	
1	A及びBは,令和3年7月1日,紛争を解決する	登記の目的:所有権移転
	ため互いに譲歩し、甲建物をAがBに譲渡し、	登記原因:和解
	その対価として金500万円をBがAに支払うこ	
	とで、AB間に存する争いをやめることを裁判	
	外で約した。	
ウ	A及びBは、令和3年7月1日、乙土地について、	登記の目的:2番所有権変更
	AとBとの間で3年間共有物の分割をしない旨	登記原因:特約
	の契約をした。	
エ	乙土地の登記記録上,甲区2番の登記原因は売	登記の目的:2番所有権更正
	買と記録されているが,正しい登記原因は代物	登記原因:錯誤
	弁済であることが判明した。	
オ	Aは、令和3年6月1日、乙土地のAの持分の全	登記の目的:3番所有権抹消
	部をCに売却し、甲区3番で乙土地の共有者を	登記原因:錯誤
	C,売買を登記原因とするA持分の全部の移転	
	の登記がされたが、令和3年7月1日、Aは、錯	
	誤により当該売却に係る契約を取り消した。	

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ (正解2)

5 今から受講し始めた場合のスケジュール

マスト

受講開始時期にかかわらず、3月末~4月中旬で全講義を終える

【7/20スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	28 旦	84 時間	60 日	7/20 ~ 9/17
不動産登記法	21 旦	63 時間	46 日	9/18 ~ 11/2
会社法・商業登記法	31 囯	93 時間	68 日	11/3 ~ 1/9
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12 旦	36 時間	37 日	$1/10 \sim 2/15$
不動産登記(記述)	7 回	21 時間		民訴法~司書法と並行
供託法・司法書士法	5 旦	15 時間	15 日	2/16 ~ 3/2
刑法	7 旦	21 時間	24 日	$3/3 \sim 3/26$
商業登記(記述)	7 旦	21 時間		刑法・憲法と並行
憲法	6 旦	18 時間	20 日	$3/27 \sim 4/15$
合計	124 回	372 時間	270 日	

→「週 3. 21 コマ」ペース

【8/20スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	28 旦	84 時間	55 日	8/20 ~ 10/13
不動産登記法	21 回	63 時間	40 日	$10/14 \sim 11/22$
会社法・商業登記法	31 旦	93 時間	60 日	11/23 ~ 1/21
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12 旦	36 時間	33 目	$1/22 \sim 2/23$
不動産登記(記述)	7 旦	21 時間		民訴法~司書法と並行
供託法・司法書士法	5 旦	15 時間	13 目	2/24 ~ 3/8
刑法	7 旦	21 時間	21 日	$3/9 \sim 3/29$
商業登記(記述)	7 旦	21 時間		刑法・憲法と並行
憲法	6 旦	18 時間	17 日	3/30 ~ 4/15
合計	124 回	372 時間	239 日	

→「週 3.63 コマ」ペース

1回の講義について行うこと

目安の時間

①予習

: 10 分~ 1 時間

- ・10分の場 → 見出し・小見出しの確認(学習するテーマの確認)
- 1時間の場合 → その他の記載を読む

②講義視聴 : 3 時間 30 分 (*)

*巻戻しなどをすることを考慮

③復習1 — テキスト (インプット重視) : 2時間

④復習 2 —— 過去問 : 2時間

⑤復習3 ── テキスト (アウトプット重視): 1時間

⑥追っかけ復習 : 余った時間すべて

※時間がない場合に省略するもの

6 フォロー制度

- 1. 毎回の講義終了時に「解くべき過去問のナンバー」をお伝えする
- 2. 過去問演習. 質問・相談制度
- (1)講座専用ブログ

本講座は、フォロー制度として講座専用ブログ(受講生の方のみに URL・パスワードを通知)を使用。講座専用ブログでは、以下のフォローを行う。

【毎回の講義終了後に解く過去間の情報】

- ①テキスト未掲載の知識・まだ講義で触れていない知識の指摘
- ②解いていただいた過去問のすべての肢 (テキストに根拠がある肢) の根拠ページを記載
- ③一部の肢の解説(学説問題など)

*P34~43 参照

(2) 受講生限定メール質問・相談システム

回答は、原則として2~3日以内程度で返信。

ただし、ご質問の内容によっては精査しさらに数日お時間をいただく場合あり。

3. 推測採点基準(松本作成)の提供(2022年度本試験の直前期)

7 必ず実際の講義を観てから決める

- ・リアリスティック導入講義 民法の全体像①② (ガイダンス4・5)
- · 民法第1回講義
- ・リアリスティック導入講義 不動産登記法の全体像 (ガイダンス7)
- · 不動産登記法第1回講義
- ・リアリスティック導入講義 会社法・商業登記法の全体像 (ガイダンス8)
- ·会社法·商業登記法第1回講義

【視聴方法】

・司法書士試験リアリスティック合格ブログ/松本の無料動画 https://sihousyosisikenn.jp/shihousyoshishikenn_muryoudouga

講座専用ブログの過去問情報・見本

<民法4回目>

民法 4 回目の講義の最後に申し上げた、解いていただく過去問 (NO. 2, 8, 11, 15, 44, 46, $48\sim53$, $56\sim69$, 【70, 72, 73】) の情報をお伝えします。

「テキスト未掲載の知識」(※) は、不要とされたものを除いて補充してください。どの肢がテキスト未掲載の知識かは、本ブログをご覧になればわかりますが、過去問集にも「☆」の印を付けるなど、わかるようにしておくと、後で学習がしやすくなります。

※ガイダンスで申し上げましたが、テキストには過去問知識はほとんど載せていますが、 一部載せていません。本試験では、すべての肢が既存知識で構成される問題のほうが少な いため、学習していない知識も含まれている問題を解く練習をしていただくためです。

以下の文章は、必ず民法4回目の講義終了後、上記の過去問を解いた後でご覧ください。 ただし、1問解いてその問題のみご覧いただくのは構いません。

[NO. 2]

- ※アの成年被後見人の根拠は P83 (82), 被保佐人の根拠は P83 (82) です。
- ※イの成年被後見人の根拠は P83、被保佐人の根拠は P83 です。
- ※ウの成年被後見人の根拠は P85、被保佐人の根拠は P85 です。
- ※エの成年被後見人の根拠は P158、被保佐人の根拠は P158 です。
- ※オの成年被後見人の根拠は P77、被保佐人の根拠は P77 です。

[NO.8] 2

- ※1の根拠は、P79です。
- ※2は、家族法における知識ですが、細かいのでⅢのテキストでも扱いません。余裕がある方は、Ⅲのテキスト P453~458 で利益相反行為を学習した後に拾ってください。その後で、解説をご覧ください。
- ※3の根拠は、P158です。
- ※4の根拠は、P85です。P85マル1に「制限行為能力者が」とありますとおり、成年被後 見人であっても、詐術を用いた場合には保護されません。
- ※5の根拠は、P202です。追認すると、有効で確定しますので(P202)、取り消せなくなります。

[NO. 11]

- ※アの根拠は、P201です。
- ※イの根拠は、P203 です。
- ※ウの根拠は、P83です。
- ※エの根拠は、P195です。入学金の支払は元々必要であった支出です。
- ※オの根拠は、P85です。

[NO. 15]

- ※アの根拠は、P53・195です。
- ※イの根拠は、P53・195です。
- ※ウの根拠は、P52です。「双方善意」を探してください。Cが善意ですが、双方善意の部分がありませんので、Cは失踪宣告の取消しにより土地の所有権を失うことになります。
- ※エの根拠は、P52です。「双方善意」を探してください。 Dが善意ですが、双方善意の部分がありませんので、 Dは失踪宣告の取消しにより土地の所有権を失うことになります。
- ※オの根拠は、P52~53です。「双方善意」を探してください。Dが悪意ですが、その前に BおよびCが双方善意ですので、Cのところで有効で確定し、Dは土地の所有権を失わ ずに済みます。このように、緑で下線を引いたまたは書き込んだものは、複数の知識や 肢に使えますので、有効活用してください。

【NO.44】 工

- ※アの根拠は、P129・202です。錯誤の相手方は、取消権者ではありません (P202)。
- ※イの根拠は、P139です。
- ※ウの根拠は、P202です。錯誤の相手方は、取消権者ではありません(P202)。
- ※エは、まだ講義で触れていない知識です。 Ⅱのテキスト P52 で扱います。
- ※オの根拠は、P131です。

【NO.46】ア

- ※アは、まだ講義で触れていない知識です。P206で扱います。
- ※イの根拠は、P132です。
- ※ウの根拠は、P133です。これは、民法96条2項のハナシになります。C社の従業員が詐欺者、Aが表意者、Bが相手方です。
- ※エの根拠は、P160です。代理人(E)を基準に考えます(P160)。
- ※オの根拠は、P158です。

【NO.48】オ(即時取得について)

- ※アの根拠は、P155です。
- ※イの根拠は、P164です。
- ※ウの根拠は、P153です。
- ※エの根拠は、P155です。
- ※オの根拠は、P161です。この肢のように、本人が代理人に特定の法律行為をすることを 委託し、代理人がその法律行為をした場合には、本人が善意無過失かも問題となります (P161)。ただ、まだ即時取得について学習していないので、わからなかったと思います。 即時取得は、ⅡのテキストP49~で学習します。

[NO. 49]

- ※NO. 48 やこの NO. 49 のような問題を対話問題といいます。対話問題は、どこで話が変わったかがポイントです。話が変わったら、線を引いて区切ってください。この問題では、エの上の教授の会話に「次に、事例を変えて」とありますので、ここで大きく話が変わっています(有権代理から無権代理のハナシに変わっています)。「次に、事例を変えて」で始まる教授の会話とその上の学生の会話の間に線を引いて区切ってください。
- ※アの根拠は、P158です。
- ※イの根拠は、P157です。
- ※ウの根拠は、P155です。
- ※エの根拠は、P167 です。なお、P129 にありますとおり、 $I \cdot II$ のテキストで重過失かどうかが問題となるのは、錯誤だけです。
- ※オの根拠は、P172です。オの2つ上の教授の会話で、「過失はあった」とありますので、 P172の「過失があるのは OK」まで聞いています。

[NO. 50]

- ※アの根拠は、P155です。
- ※イの根拠は、P157です。
- ※ウの根拠は、P146です。P146にありますとおり、代理の効果はすべて本人に帰属しますので、取消権も本人に帰属し、本人が取り消すことができます。
- ※エの根拠は、P158です。
- ※オの根拠は、P158です。

【NO.51】イ(契約不適合責任について)・オ

- ※アの根拠は、P155です。
- ※イの根拠は、P160 です。たしかに、瑕疵を知っているかなどは、代理人を基準に考えます (P160)。しかし、契約不適合責任の場合は、買主は瑕疵があることを知っていても、責任追及ができます。これは、Ⅲのテキスト P238 で扱うので、まだわからなくて大丈夫です。
- ※ウの根拠は、P157です。
- ※エの根拠は、P183です。P183(ii)の「正当な理由」とは、善意無過失のことです(P181マル3)。本肢にも「善意無過失」と記載されていますが、日常家事債務についての代理権が民法 110条の基本代理権となり、民法 110条が類推適用されるには、「日常家事の範囲内と信ずる」について善意無過失であること(正当な理由)が必要です(P183(ii))。本肢は、「売却の権限がなかったことにつき」とありますので、善意無過失の対象が誤っています。
- ※オは、テキスト未掲載の知識です。これは、知識として入れる必要はありません。

【NO.52】イ(即時取得について)

- ※使者については、P188 にありますとおり、大をイメージしながら解いてください。
- ※アの代理人の根拠は P189, 使者の根拠は P189 です。代理の場合, 法律行為に問題点があるかは原則として代理人を基準としますので (P160), 代理人に重過失がなければ錯誤取消しを主張できます (P129)。それに対して, 使者の場合, 法律行為に問題点があるかは本人を基準としますので (P189), 本人に重過失があれば錯誤取消しを主張できません (P189)。なお, 代理については, P161 マル1の「特定の法律行為をすることを委託した」とは, たとえば, 特定の不動産や動産の購入を委託した場合が当たると解されているからです。本問冒頭の「甲動産を取得しようとしている」という記載だけでは, AがBに特定の動産の購入を委託しているのか (そういった委任契約を締結したのか)まで明確にはわからないので, P160 (1)のハナシとして解説が書かれています。ただし, 出題者が, アは, 代理人についても正しい肢として出題した可能性もあります (それでも答えは変わりませんので, どちらかは定かではありません)。
- ※イの代理人の根拠はP189、使者の根拠はP189です。これも、アと同じく、法律行為に問題点があるかは、代理の場合は原則として代理人、使者の場合には本人について決するという知識ですが、即時取得はまだ講義で触れていません。即時取得は、ⅡのテキストP49~で扱います。
- ※ウの代理人の根拠は P189、使者の根拠は P189 です。
- ※エの代理人の根拠は P189, 使者の根拠は P189 です。代理はもちろん代理人に代金額の決

定権限を付与することができます(本人が納得すれば OK というのが代理の基本的な考え 方です。P166)。それに対して、使者に代金額の決定権限を付与することはできません。 使者については、犬のイメージから考えてください。犬が代金額を決定することはでき ないでしょう。

※オの代理人の根拠は P189 (162), 使者の根拠は P189 です。

[NO. 53]

- ※1の根拠は、P158です。
- ※2の根拠は、P178です。表見代理が成立するには(本人に効力が及ぶには)、相手方は善意無過失である必要があります(P178)。よって、本肢では、抵当権の設定は、表見代理にはならず、本人が追認(P168)しない限りは有効となりません。
- ※3の根拠は、P155です。「無効」という表現に違和感を持った方もいるかもしれません。 民法 107条は効果が無権代理です。ただ、追認がない場合、無権代理行為によって設定 された抵当権は無効です。本人に効果が帰属しないため、土地の所有者Bが設定したこ とにならないからです。抵当権設定契約は無権代理行為ですが、それによって生じるか が問題となる抵当権は、所有者である本人に効果が生じないと有効とはならないのです。 ※4の根拠は、P160です。
- ※5の根拠は、P160・142です。代理行為の瑕疵は、代理人を基準とします (P160)。そして、第三者 (本肢のD) による強迫の場合に、相手方 (本肢のC) を保護する規定は、 詐欺 (P131の民法 96 条 2 項) と異なり、ありません (P142)。

[N0.56]

- ※アの根拠は、P155 です。また、P129 にありますとおり、 $I \cdot II$ のテキストで重過失かど うかが問題となるのは錯誤だけです。
- ※イの根拠は、P187です。この肢のように「○○の説に立つと」などと記載されていなければ、判例(判例がなければ通説)で答えてください。
- ※ウの根拠は、P183です。不動産だと民法 110条を類推適用できませんが (P183)、本肢のように出たら正しい肢となります (P183)。
- ※エの根拠は、P184です。
- ※オの根拠は、P176です。

【NO.57】1 (契約不適合責任について)

- ※1の根拠は、P161です。本肢のような場合、本人が知っているかも考えます (P161)。しかし、買主は契約不適合について悪意でも、担保責任を追及できます。これは、ⅢのテキストP238で扱います。
- ※2の根拠は、P158です。
- ※3の根拠は、P163です。本肢のように「(いかなる場合でも) 責任を負うことはない」と 出たら誤りです (P163の Realisticrule)。P163の緑を思い出して解いてください。
- ※4の根拠は、P157です。
- ※5の根拠は、P164です。P164の緑を思い出して解いてください。緑がある論点は、緑から思い出せるようにしてください。緑のほうが赤よりも多数の知識に使えるからです。また、P164の図に青で書き込んだ事例を思い出せると、解きやすくなります。復代理人も、本人(お客様)のための代理人ですよね。

【NO.58】 エ

- ※アの根拠は、P162です。
- ※イの根拠は、P164です。
- ※ウの根拠は、P164です。
- ※エは、テキスト未掲載の知識です。代理人が復代理人を解任するのに、本人の同意が必要であるといった規定はありません。これは、知識として入れる必要はありません。
- ※オの根拠は、P164です。P164の緑を思い出して解いてください。

[NO.59] 2

- ※1の根拠は、P158・189です。復代理人も代理行為をしますので(P162・164)、行為能力は不要ですが、意思能力は必要です(P158・189)。
- ※2は、テキスト未掲載の知識ですが、その場で考えていただいてわかると思います。本 人から復代理人選任の代理権を与えられているので、代理人はそれを基に復代理人を選 任することができます。
- ※3の根拠は、P163です。ただ、平成29年の改正前の条文の文言の肢なので、改正後は出にくいです。改正後は、P163の表の赤の下線をしっかりと把握してください。
- ※4の根拠は、P164です。どのような理由で復代理人を選任したかにかかわらず、復代理人は代理人と同一の権利義務を有します(P164)。
- ※5の根拠は、P164です。復代理人は本人のための代理人ですので(P164マル2)、本人(ex.お客様)のためにすることを示す必要があります。P164の緑を思い出して解いてください。また、P164の図に青で書き込んだ事例を思い出せると、解きやすくなります。

[NO. 60]

- ※アの根拠は、P162です。
- ※イの根拠は、P164です。復代理人は本人のための代理人ですので(P164マル2)、本人のためにすることを示す必要があります。
- ※ウの根拠は、P164です。
- ※エですが、この肢のように「改正により解答不能」となっているものは無視してください。
- ※オの根拠は、P164です。P164の緑を思い出して解いてください。

[NO. 61]

- ※アの根拠は、P173です。
- ※イの根拠は、P174です。
- ※ウの根拠は、P176です。
- ※エの根拠は、P176です。
- ※オの根拠は、P177です。

[NO. 62]

- ※アの根拠は、P170です。
- ※イの根拠は、P171です。このように追認したというひっかけで出ますので、P171(a) の青から思い出せるようにしてください。
- ※ウの根拠は、P175です。
- ※エの根拠は、P174です。
- ※オの根拠は、P167~168です。

【NO.63】イ

- ※アの根拠は、P171・172です。
- ※イは,まだ講義で触れていない知識です。P169で扱います(P169で飛ばしたところです)。
- ※ウの根拠は、P170です。
- ※エの根拠は、P175です。
- ※オの根拠は、P167です。

【NO.64】ア

- ※アですが、売買代金の一部を受領することがP168の黙示の追認に当たるかは微妙です(判例などの根拠はありません)。この肢の正誤は、予備校によって異なっています。判断に困る肢なので、無視してください。
- ※イの根拠は、P166です。
- ※ウの根拠は、P187です。この肢のように「○○の説に立つと」などと記載されていなければ、判例(判例がなければ通説)で答えてください。
- ※エの根拠は、P172です。
- ※オの根拠は、P168です。

[NO. 65]

- ※1の根拠は、P170です。
- ※2ですが、そんな規定はありません。本人は「ラッキー」という理由で追認できます(P169 (b))。このように、試験委員が創作した肢を「そんな規定はない肢」と読んでいますが、これについては、テキストに根拠を書き込む必要はありません。
- ※3の根拠は、P171です。このように追認したというひっかけで出ますので、P171(a) の青から思い出せるようにしてください。
- ※4の根拠は、P169です。P169にありますとおり、特約(双方の合意)があれば遡及効(さかのぼる効力)を制限できます。特約とは、本人と相手方が合意することですので、遡及するかどうかを本人が一方的に選べるわけではありません。
- ※5の根拠は、P170です。追認拒絶をすると、本人に効果が及ばないことに確定します (P170)。

[NO. 66]

- ※アの根拠は、P171です。このように追認したというひっかけで出ます。
- ※イの根拠は、P169です。
- ※ウの根拠は、P170です。
- ※エの根拠は、P171です。取り消すと、本人に効果が帰属しないことで確定します(P171)。
- ※オの根拠は、P169です。

[NO. 67]

- ※1の根拠は,P180~181・178 です。P178 の共通部分は,P178 を検索先としてください。 ※2の根拠は,P172 です。
- ※3の根拠は、P171です。
- ※4の根拠は、P167・170です。追認拒絶で、甲に効果が及ばないことが確定します(P170)。

また、丙が悪意ですので、乙に無権代理人の責任追及をすることもできません (P167 マル4)。

※5の根拠は、P167です。

[NO. 68]

- ※アの根拠は、P173です。
- ※イの根拠は、P175です。
- ※ウの根拠は、P174です。
- ※エの根拠は、P176です。
- ※オの根拠は、P177です。これがP172~173の緑の例外ですので、明確に事案を記憶してください。

[NO. 69]

- ※アの根拠は、P173です。
- ※イの根拠は、P176・167です。本問冒頭の3~4行目に「Cには……過失がある」とありますので(ア~オだけではなく、問題冒頭の記載もよく読んでください)、Cは無権代理人の責任追及(履行または損害賠償請求)をすることもできません(P167)。
- ※ウの根拠は、P174(175)です。
- ※エの根拠は、P174です。ウ・エですが、無権代理行為をしていない相続人の選択に引っ 張られます(P175)。
- ※オの根拠は、P175です。

[NO. 70] 2

- ※P174 の事例についての判例の見解を基にした学説問題です。学説問題については、テキスト未掲載の知識は補充する必要はありません。
- ※1の根拠は、P174です。無権代理人の相続分の限度で当然に有効になるわけではありません (P174)。無権代理人以外の相続人が追認しない限り、無権代理行為は有効にはなりません。
- ※ 2 は、(準) 共有しているものの処分は全員でしなければならない(民法 251 条)という 知識から考えますが、まだ講義で扱っていません。Ⅱのテキスト P131 で扱います。
- ※3の根拠は、P174です。
- ※4の根拠は、P175です。「相手方は無権代理人の責任追及ができるから (P175)、当然に 有効とならなくてもいいだろ」と言いたいわけです。
- ※5の根拠は、P166です。全員が追認した場合には、有効になりますので、無権代理人の 責任追及はできなくなります(P166要件マル2)。これは、この見解と矛盾するものでは

ありません。

[NO. 72]

※P187 に関する学説問題です。本問については、『予備校講師が独学者のために書いた司法書士 $5 ext{ } ext{ }$

※アの根拠は、P187です。

※イの根拠は、P187です。

※ウの根拠は、P187です。

※エの根拠は、P187です。

※オの根拠は、P187です。

[NO. 73]

※P187 の判例の見解を基にした、学説問題です。本問の解法も、学説問題・推理レジュメ P2の3.「二当事者対立」です。本問の見解は肯定説ですので、「相手方↑、無権代理人 ↓」と書き込んでから解いてください。

※アの根拠は、P187です。

※イの根拠は、P187です。

※ウの根拠は、P187です。

※エの根拠は、P187です。

※オの根拠は、P187です。

次回の講義もよろしくお願いいたします。

松本雅典 (本公開講座担当講師)

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」(全 129 回)
		演習講座「過去問手薄分野カバー択一演習」(全4回)
		演習講座「本試験リメイク記述演習」(全6回)
	一般書	『試験勉強の「壁」を超える 50 の言葉』(自由国民社)
	勉強法	『【第3版】司法書士5ヶ月合格法』(自由国民社)
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』(すばる舎)
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック1 民法I [総則]』(辰已法
		律研究所)
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック2 民法Ⅱ [物権]』(辰已法
		律研究所)
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック3 民法Ⅲ [債権・親族・相
		続]』(辰已法律研究所)
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック4 不動産登記法Ⅰ』(辰已
		法律研究所)
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック5 不動産登記法Ⅱ』(辰已
		法律研究所)
著	ニャッし	『【第2版】司法書士試験 リアリスティック6 会社法・商法・商業登記
書	テキスト	法 I 』(辰已法律研究所)
百		『【第2版】司法書士試験 リアリスティック7 会社法・商法・商業登記
		法Ⅱ』(辰已法律研究所)
		『司法書士試験 リアリスティック8 民事訴訟法・民事執行法・民事保
		全法』(辰已法律研究所)
		『司法書士試験 リアリスティック9 供託法・司法書士法』
		(辰已法律研究所)
		『司法書士試験 リアリスティック 10 刑法』(辰已法律研究所)
		※2021 年 9 月発売予定
		『司法書士試験 リアリスティック 11 憲法』(辰巳法律研究所)
		※2022 年 2 月までに発売予定
	記述	『【第2版】司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』(日本実
		業出版社)
		『【第2版】司法書士 リアリスティック商業登記法 [記述式] 解法』 (日本
		実業出版社)
ネット		All About で連載中
メディア ブログ Twitter		https://allabout.co.jp/gm/gt/2754/
		司法書士試験リアリスティック合格ブログ
		https://sihousyosisikenn.jp/
		松本 雅典(司法書士試験講師)@matumoto_masa
		https://twitter.com/matumoto_masa
YouTube		YouTube チャンネル「松本雅典・司法書士試験講師」
		https://www.youtube.com/channel/UC5VzGCorztw_bI13xnySI2A